

別紙

答 申

1 審査会の結論

喜多方市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年5月8日付けで行った公文書不存在決定は妥当である。

2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和6年4月24日、実施機関に対し、喜多方市情報公開条例（平成18年喜多方市条例第12号）の規定により、「喜多方市郷土資料館等の整備に関する方針が決定に至るまでの経緯がわかる一切の審議記録と資料」について公文書の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、上記の開示請求に対応する公文書として、「教育委員会定例会（令和5年12月21日開催、令和6年1月11日開催、令和6年3月22日開催）における次第、資料及び議事録」を特定し、この内「令和5年12月21日及び令和6年1月11日に開催した教育委員会定例会議事録の非公開部分に係る公文書」については、令和6年5月8日付けで議事録の不作成を理由に公文書不存在の決定（以下「本件決定」という。）を行い、それ以外の部分については、同日付けで開示の決定を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年7月17日、本件決定の取り消しと全部開示を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和7年5月28日、喜多方市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、喜多方市情報公開条例第14条第1項の規定により、諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

令和6年7月17日付け審査請求書、令和7年6月11日付け意見書及び同月18日実施の口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 令和5年12月21日及び令和6年1月11日に開催した教育委員会定例会（以下「本件会議」という。）については、令和5年12月21日の会議において喜多方市郷土資料館等の整備に関する方針案として整備場所4か所が初めて教育委員会に示され、令和6年1月11日の会議においてはそれが1か所に絞られており、その後、同年3月22日の教育委員会定例会においてそのまま決定されていることから、方針決定の過程における大変重要な会議であったと考えている。そのため、本件会議の議事録は、方針決定までの過程でどのような議論がなされ方針案が形成されたのかという経過を知る上で不可欠なものである。公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」

という。)の趣旨から、このような重要な会議の議事録が作成されていないことはあり得ない。

- (2) 令和7年5月28日付け理由説明書において、実施機関は、本件会議については、教育委員会の後に市議会に示す予定の案件に係る議案であったことから非公開で実施したと説明しているが、市議会に示す予定の案件であることが会議を非公開とできる事由のどこに該当するのか不明確である。また、たとえ会議を非公開としたとしても、意思決定機関である教育委員会の会議においては、その経過を含めた議事録を作成することが通常と考えられ、会議を非公開とすることと議事録を作成しないことには関係性が無い。
- (3) 以上のことから、本件決定には、議事録を作成しないことにつき妥当な理由がなく取り消されるべきである。

4 実施機関の主張要旨

令和7年5月28日付け理由説明書、同年6月18日実施の口頭意見陳述における理由説明及び令和7年7月25日付け補充説明書によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき実施しているが、同法第14条第7項では、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされており、本件会議は同項ただし書におけるその他の事件に該当するものとして、非公開での実施が決定されたものである。その他の事件については、法令上、具体的な事件が定められているわけではなく、本市においては、市の方針や計画といった重要なものであって市議会への説明が予定されているものについては、市議会に示す前の時点においては非公開として会議を実施する慣例がある。本件についても、本件会議の後に市議会への説明が予定されている案件であったことから、非公開の会議として実施されたところである。
- (2) 教育委員会の会議の議事録については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項に「教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」という努力義務が置かれている。本市においては非公開で実施することが決定した案件については、傍聴人に退場を命じ、音声の録音も止め、当該部分の議事録は作成せずに非公開とだけ表示して議事録署名をもらう取扱いをしてきた経過がある。本件会議においても、非公開とされた案件については録音を止めているため、音声データは残っておらず、議事録も作成していない。
- (3) 以上のことから、本件会議の非公開で実施した案件については、議事録が存在しない

ため、公文書不存在の決定をしたところである。なお、非公開とした案件の議事録については、その後、取扱いを改めており、令和6年4月以降の教育委員会の会議においては、非公開とした案件についても議事録を作成することとしている。

- (4) なお、審査請求人は、喜多方市郷土資料館等の整備に関する方針の策定の経過が知りたいと主張しているところであるが、審査請求人は喜多方市郷土民俗館等運営委員会の委員であり、令和6年2月20日の運営委員会において当該方針の策定について説明をしており、当該委員会として了解を受けているところである。よって、審査請求人の要求は、運営委員会の中で協議されるべきものであると思慮する。

5 審査会の判断

(1) 審査会の審査対象について

審査会では、審査請求人の主張として、新たな郷土民俗館の候補地として令和5年12月時点で挙げられていた4か所から、令和6年1月時点では1か所に絞られており、なぜ候補地から喜多方東高校跡地が除外されたのか、その経過を知りたいということを口頭意見陳述において確認している。そして口頭意見陳述の直後においては、上記検討経過をまとめて審査請求人に示してはどうかといった感想が審査会委員から述べられているところではある。

しかしながら、「なぜ喜多方東高校跡地が候補から除外されたのか」という疑問は郷土民俗館等運営委員会の委員の立場があつてこそのものであるが、整備方針については令和6年2月20日に所管課から運営委員会に報告し、了解が得られていることを確認したところである。

実施機関においては、審査請求人が抱く懸念・疑問に丁寧に対応し納得感が得られるよう手段を尽くすべきことは言うまでもないところであるが、本件審査請求書に記載の審査請求の趣旨は、あくまで本件会議の議事録についての公文書不存在決定の取り消しと全部開示を求めることであるから、審査会としては方針決定の経過の説明には踏み込まず、本件決定の妥当性について検討することとする。

(2) 非公開とする事由について

審査請求人は、本件決定が妥当でないことの理由の一つとして、本件会議を非公開とした事由が不明確であることを主張していることから、その点について検討する。

実施機関は、市議会への説明が予定されているものについては、市議会に示す前の時点においては非公開として会議を実施する慣例であると主張している。この点について、過去の教育委員会の会議において非公開とされた案件を調査したところ、補正予算案や条例改正案といった市議会の議案として教育委員会の会議の後に市議会に付議されるものが確認された。今回の郷土民俗館の整備方針についても、議会の全員協議会前ということで上記議案に類するものとして非公開の取扱いがされたことが推測される。通常、これらの案件のように、公表の時期や場面があらかじめ決められている案件や、

今後における他の会議等の中で内容が変わる可能性のある意思決定の過程にある案件については、しかるべき時期が到来するまでの間は非公開とすることには合理性があると考えられる。よって、本件会議の時点において非公開の決定をしたこと自体は理由が認められる。

(3) 議事録の作成について

審査請求人の主張にある公文書管理法については、国の行政機関等が管理する行政文書を対象としており、地方公共団体の文書については法の趣旨にのっとり必要な施策を講ずるよう努めるとされるに止まっている。また、実施機関の主張にあるように地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても、教育委員会の会議の終了後は議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないという努力義務規定となっている。

しかしながら、喜多方市情報公開条例第11条第3項後段の規定によれば、公文書を開示しない決定をした場合においても「開示することができるようになる期日が明らかであるときは、当該期日を付記しなければならない」とあり、本件でいう全員協議会の開催日以降など、将来開示できるようになる時期に備えて議事録は作成し、その前日までは不開示とする対応を予定すべきだったと思慮される。このように情報公開制度においては、開示の時期を調整することが予定されているわけであるから、制度に沿った取扱いが可能となるよう非公開とされた会議の会議録作成に当たっても配慮すべきであったと言わざるを得ない。

なお、この点については、実施機関において改善が図られており、令和6年4月の教育委員会の会議から、非公開とされた案件についても議事録を作成するよう取扱いを改めたとのことである。

(4) 議事録の存否について

審査会では、本件会議の非公開部分の議事録を作成していないことについて、実施機関への聞き取りを行ったところ、本件会議を含めこれまで非公開とした案件については、音声の録音を止めて委員から率直な意見をもらえるような形で実施しており、会議の議事録の非公開部分については非公開とのみ表示した上で議事録署名人に確認してもらい署名をもらっているとのことであった。

この点について、審査会の事務局職員に実施機関が保有している本件会議の議事録及び本件会議以前に行われた教育委員会の会議であって非公開の案件があったものの議事録を対象として調査を行わせた。その結果、議事録署名人の署名がされた本件会議の議事録の原本では、非公開とされた案件の部分は「非公開」とのみ表示され当該部分の議事録は作成されていないことが確認された。また、本件会議以前の非公開の案件があった議事録の原本についても、本件会議の議事録と同様の取扱いとなっていることが確認できたことから、実施機関が主張する非公開の案件についての議事録を作成していない取扱いについては、信憑性が認められる。

以上のことから、本件会議の非公開部分の議事録については作成されておらず、実施機関が行った本件決定については、前記１の「審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

- (1) 審査会の判断は以上のとおりであるが、実施機関においては、本件会議に出席していた担当課職員のメモ等によりどのような議論があったか審査請求人に説明を行うなど、説明責任を果たされるよう努められたい。
- (2) 今回の事案が生じた一因としては、公文書管理法の趣旨に基づく国に準じた公文書管理のルールづくりや例規の整備が、市において遅れていることから、速やかな対応に努められたい。また、意思形成過程における情報の記録については、市で管理する情報は市民のものであるという認識のもと、すべてをつまびらかにする意識の醸成が職員には必要となる。これらの対応の結果として、各職員には不都合な指摘もあるかもしれないが、真摯にこれらの指摘に耳を傾け、事務事業の改善につなげる姿勢が求められることを申し添える。

7 審査会の処理経過

令和７年５月28日	諮問書、理由説明書の受理 諮問書、理由説明書及び実施機関への聞き取りに基づき事案を 審査
令和７年６月11日	意見書の受理
令和７年６月18日	審査請求人による口頭意見陳述の聴取 意見書及び口頭意見陳述の内容に基づき事案を審査
令和７年７月25日	補充説明書の受理
令和７年７月30日	補充説明書等に基づき事案を審査
令和７年８月12日	答申書の提出

喜多方市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 筒井 弘
委員 荒明 茂樹
委員 原 隆雄
委員 笠井 三博
委員 齋藤 茂幸